

税務もコンプライアンス

税務申告のミスや不正を予防する自主的な体制づくりの力をいれる企業が増えている。社内ルールの整備や模擬調査の実施などを通じ、負担の軽減や、申告漏れの発覚などで企業イメージが低下するリスクの回避につなげようとする取り組み。国税当局もそうした企業を支援する姿勢を打ち出している。

(植松正史、川瀬智博)

「社内や関連会社でのミスや不正の予防に力を割けるようになった」。三菱商事では、約25人いる税務担当の業務がここ数年、大幅に変わった。以前は国税当局の税務調査への対応に多くの時間をとられた。だが2013年に「租税回避はしない」などの社内ルール整備に着手。関連会社間で税務処理のミス情報を共有して再発防止を図る仕組みも始めるなど、税務担当の役割は社内体制の整備に移っている。

同社の取り組みは国税当局にも評価され「戦後の財閥解体以来、半世紀以上、毎年税務調査を受けてきた」が、13年以降は数年おきになった。税務チームの西沢晃リーダーは「税務調査に対応する負担が減り、社内に向き合う余裕が増える好循環が生まれた」と話す。キヤノンも「10年末に

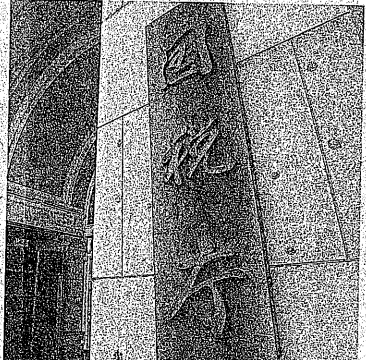
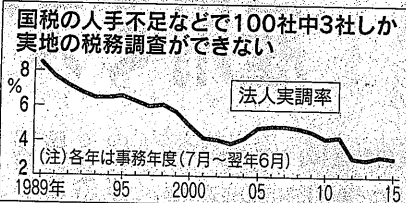
社内ルール整備 模擬調査で自衛

三菱商事

三菱モルガン

国税庁による情報発信や企業の取り組みを後押しする方策

2011年7月	大企業の税務対応強化を促す「税務コーポレートガバナンス」の取り組みを開始(翌年から「良好法人」と認めた社に税務調査の頻度を減らす優遇措置)
15年3月	企業の税務申告のポイントを示した「申告書確認表」など公表
16年7月	「良好法人」の認定基準を公表
10月	富裕層や企業の国際取引に関する課税方針を公表
17年6月	「移転価格ガイドブック」公表



国税当局、後押し

国税当局は積極的な納税姿勢の企業を「良好法人」と認定、後押しする

ろから、御手洗富士夫会長からのトップダウンで税務コンプライアンスを徹底させている(田中稔三副社長)。10年前は4人だった税務担当を現在は10人に増強。全社員に経理ガイドブックを配り、税務研修も開くなど全社的な税務知識の向上に努める。三菱商事と同様、税務調査の間隔が延びる恩恵も受けた。

こうした動きが相次ぐ背景には「国税当局の姿勢の変化」(元国税庁調査課長の山川博樹税理士)がある。11年ごろから大企業向けに「税務に

関するコーポレートガバナンスの充実」を提唱。適正申告に積極的な企業を「良好法人」と認定し、税務調査の頻度を減らす措置を始めた。評価するポイントには、税務への経営陣の積極的な関与や不正防止の社内体制の整備だ。良好法人は今年、51社になった。

語り始めた国税税務調査や申告に関する情報発信も進めた。15年には法人税関連のチェックリストを明かし、今年国際取引を巡る課税と企業との間で見解の相違が出やすい「移転価格税制」についてのガイドブックも出した。過去の事例から、注目するポイントを図解付きで説明。「手の内をかなりさらした」(同庁幹部)

かつて国税当局は「沈黙の艦隊」とも呼ばれ、露々と申告漏れや不正の指摘に集中してきた。最近ではOBや企業関係者から「国税が語り始めた」と驚きの声も出る。

当局にも「悪質例の調査に力を集中させたい」という事情がある。1990年代後半に約5万7千人あった定員数は現在まで約1万5000人減少。一方で税務調査の手法が厳格化され、税逃れの手法は高度になった。人手が減り仕事量が増えた結果、企業に赴いて税務調査した割合を示す法人実調率は低下。15年は3.1%で、100社中3社しか調査できていない。国税幹部は「対象にメリハリをつけたいと成り立たない」と嘆く。

企業側で自主的に「模擬税務調査」をし、ミス

欧米当局、企業へ働きかけ

欧米では2000年代半ば(ころから、税務当局が大企業に税務関連の情報提供や社内体制の整備を求める動きが加速している。極端な節税策で利益率の向上を図る企業が相次いだことへの対策という。

米国はコンプライアンス・アンジュランス・プロセス(CAP)という制度を、05年から試行し、11年に本

節税策の説明要請 課税の線引き明示

格導入。税務当局は1000万円以上の総資産を持つ法人や個人に、節税策などを自主的に説明するよう求める。

その代わり企業側は当局から、税務処理に関する事前合意を得られる。後で想定外の巨額課税を受けるリスクを避けられるという仕組みだ。

オランダもほぼ同時期に

似たルールを導入。企業などが当局に、税務に関する取り組みや節税策などを開示。当局側は事前に課税・非課税の線引きなどを明らかにする。

英国は09年の法改正で、大企業の財務責任者に税務に関する適切な管理体制を敷くことを義務付けた。社内体制についての報告書を定期的に税務当局に提出することなどが求められ、違反すると財務責任者や会社

「を多く手掛ける税理士は「良好法人」の認定を受けるには多くの手間とコストがかかるが、税務調査の負担軽減以外のメリットがはっきりしない」と指摘する。大手金融機関の財務担当者は「複雑な国際間取引の税務上の取り扱いなどを事前に聞いても、明確な答えが返ってこない」と不満を漏らす。

OAG税理士法人(東京・千代田)の清水おおる部長は「税に関する危機意識が財務担当にとどまる企業が多い」と指摘。山川税理士も「税務担当と役員が定期的に会話できている会社は上場企業でも少数。税務への取り組みが広がるかは、経営陣の関心の高まりにかかっている」と話す。